

## 京丹後市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、平成17年度に実施した監査の結果を、次のとおり公表します。

平成18年3月6日

京丹後市監査委員 小松 通男

京丹後市監査委員 川村 博茂

1 監査の種類 定期監査（地方自治法第199条第4項の規定による監査）

2 監査の期間 平成17年10月28日から平成18年2月6日まで

3 監査の方法等

各種事務事業の現状及び財務に関する事務の執行について、全課より関係書類等の提出を求め、例月出納検査の状況も参考としながら、各部より課を選定し、書面審査及びヒアリングにより監査を行った。

4 監査対象部課等

企画政策部	企画推進課
総務部	総務課
生活環境部	市民課
保健福祉部	高齢者福祉課
医療事業部	地域医療課
農林部	農業振興課
商工観光水産部	観光振興課
建設部	都市計画・建築住宅課
上下水道部	下水道課
消防本部	
教育委員会	学校教育課、社会教育課

## 5 監査における重点事項

- (1) 予算の執行は適正に行われているか。
- (2) 支出事務は適正に行われているか。
- (3) 支出伝票等の整理保存は適正に行われているか。
- (4) 契約事務は適正に行われているか。
- (5) 補助金交付事務の取扱は適正に行われているか。
- (6) 財産管理は適正に行われているか。
- (7) 滞納整理は適正に行われているか。

## 6 監査の結果

財務に関する事務の執行については、一部に改善を必要とする事例が見られたが、全般的におおむね適正に行われていると認められた。

なお、国と地方に関する「三位一体」の改革推進と社会構造変化に伴う行政ニーズの多様化等により市の行財政を取り巻く状況は、ますます厳しさを増している。

一方、行政手続きの公正性の確保及び市民への情報開示に努め、地域の政策課題に適切に対応することが強く求められている。

こうした中で、昨年 10 月に策定された京丹後市行財政改革推進計画(集中改革プラン)の実現に向けて、市民起点・市民本位の改革とそのための職員の全庁的な意識の共有化をすすめ、財政の健全化及び行政アウトソーシングの推進並びに地域協働の積極的な推進を図らねたい。

また、行政運営にあたり、職員一人ひとりが「経営感覚」と「市民感覚」を常に意識しながら、市民サービスを低下させることなく最小の経費で最大の効果を挙げることを基本に効率的な財政運営により、市民福祉の向上と地域社会の発展に向けてさらなる努力を期待するものである。

## 指摘事項

### 〔I〕 総括的事項

#### 1 事務事業の執行について

各種事務事業の執行にあたっては、新市移行後に調整が図られ、旧町での取り扱いの均一化が進められてきているが、各種補助金や委託業務をはじめ未調整の課題については、合理性・公平性を基本に、今後とも調整に努められたい。

#### 2 支出事務について

支出事務については、絶対的な正確性が求められるため、関係規則等に則した取扱となっているかどうかの点検・確認と併せ、伝票等の審査確認の徹底を図り、適切な事務処理を行われたい。

- ① 電子決裁システム導入後、2年近くが経過したが、いまだ不備な却下伝票が多数発生しており、会計課からの却下連絡や原課での再起票等、非効率な事務処理の原因となっている。

また、伝票等の整理・保管も問題の発生要因の一つとなっており、個人ごとに伝票を保管している部署(7課)については、早急な改善対応を求めた。

請求額と支出命令額との相違や、債権者の誤り、債権者口座の選択誤り等も多く発生しており、二重払いも毎月発生している。行政に対する信頼を損なうことになるので、徹底した確認と審査体制の強化を図るとともに、支出状況等の書類確認も、課内の全ての職員で容易に把握できる保管体制に努められたい。

- ② 支出命令書に添付する書類については、会計規則を遵守するよう徹底されたい。

会計規則第51条において、支出金額の計算の基礎を明らかにした内訳を明示し、関係書類の添付を義務付けているが、委託料・修繕費等を始め支出金額に計算基礎の不明なものが多数見受けられるので、適切な事務処理に努められたい。

- ③ 支出負担行為の取扱について、会計規則並びに契約規則に則した事務処理を遵守されたい。

会計規則第43条において支出負担行為の手続きが、また、同規則第45条では

支出負担行為の時期・範囲・添付書類等を明示しているが、契約時における支出負担行為に遺漏が多いので注意されたい。なお、履行期間が概ね 1 ヶ月以上の場合には可能なかぎり、支出負担行為と支出命令に分けて処理を行うことが望ましい。(後納契約又は単価契約を除く)

### 3 契約事務について

- ① 随意契約にあたっては、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項及び京丹後市契約規則第 41 条で契約範囲を明示しているが、契約に際し、その根拠と理由が明確でないものが見受けられる。また、契約の公正かつ有利な締結及び履行を図るためには、複数の業者から見積書を徴することが原則であり、見積業者の選定理由の明確化とともに適正な契約事務の執行に努められたい。
- ② 再委託条項による手続きがされないまま、第三者による業務履行がされているものがある。書面承諾を徴する等、適切な事務処理をされたい。

### 4 補助金について

庁内組織の「補助費のあり方検討会議」において、補助金の見直しと、不均衡な補助金の是正について検討がなされているところであるが、補助金交付事務に当たっては交付対象となる事業内容とその必要性を十分検証するとともに、支出根拠の明確性と公平性を確保することも重要であり、そのためには全ての補助金について交付基準を定めることが望ましい。

### 5 未収金について

昨年 7 月に諸税・料金等の内部部局による「市税等滞納整理推進本部」が設置され、未収金解消に向けた体制が整備されるとともに、昨年の 12 月には管理職員による特別徴収も実施され、一定の成果が得られた。今後とも徴収の充実、強化について積極的な検討・推進を図り、市の極めて厳しい財政環境の下、公正・公平の徹底と自主財源の確保を図るため、法的対応を含めた迅速かつ厳正な取り組みに一層の努力を望むものである。

## 〔Ⅱ〕 個別事項

### 【総務課】

- ① 請求金額の計算基礎が不明なものについては、内容の明らかな見積書等を徴取されたい。(バス運行委託業務)
- ② 随意契約においては、その理由を明示するとともに、一者見積もりによる場合は、その理由及び業者の選定事由について明確にされたい。(庁舎管理委託業務・総合例規支援サービス保守委託業務)

### 【市民課】

- ① 管理委託内容についての詳細(清掃回数等)が無いため、履行確認のないまま支出されている。委託業務の仕様等を定めるべきである。(市営駐車場管理委託事業)
- ② 駅管理事業については、同種の業務で委託先や委託内容等が駅ごとの取扱いとなっている。契約額の算定基準をはじめ一元化の調整に努められたい。(KTR 乗車券類販売業務委託料)
- ③ 市バス運行委託事業についても、旧町時から継続したままの内容となっているため、運行回数や修繕費等の契約内容及び地域負担金等に相違が見られ、地域の実情、利用状況も考慮しながら一元化に向けた検討が必要と思われる。

### 【高齢者福祉課】

- ① 生きがい活動支援通所事業については、合併前の内容をそのまま継承しており、委託先のデイサービスセンター等において、契約内容(年額契約、回数契約等)や単価及び利用者負担等が様々な態様となっている。市域におけるサービスの均一化と利用者負担の公平性を確保するための速やかな調整が必要と思われる。
- ② 配食サービスについては、委託先により一食あたりの委託料及び利用者負担が異なっているが、負担の公平性を図るためのサービスの均一化に努めるのか、利用者がサービス内容を選択できるようなシステムを構築するのか、十分な検討が必要と思われる。

#### 【地域医療課】

- ① 委託料の支払いが医療廃棄物収集運搬と処分業務の別々の契約になっているにもかかわらず収集運搬業者に一括して支払われているものがある。処分費用を収集運搬業者が代行する場合は、その旨、契約書に明記する等、適正な事務処理に努められたい。(医療廃棄物処分委託契約)
- ② 一者見積もりによる契約があるが、複数の見積もりを徴取されたい。一者見積もりによる場合は、理由を明確にし適切な事務処理に努められたい。(施設警備委託・診療所)

#### 【農業振興課】

国及び京都府の補助事業で、市の補助率が定められていないものがある。交付基準の明確化に努められたい。(農山漁村活性化総合推進事業費補助金)

#### 【観光振興課】

観光協会補助金については、旧町からの交付額を基本に交付しているが(総額28,896千円)、交付基準が無いとため、多種多様な交付内容となっている。

各観光協会の運営方法、協会規模、活動内容等に相違はあるが、交付基準の調整に努められたい。

#### 【下水道課】

契約事務が半年以上遅れているものが見受けられるので、適正な契約事務に務められたい。(中継ポンプ保守点検委託業務)

#### 【消防本部】

- ① 契約(支出)金額の算出根拠が不明なものがある。内容の明らかな見積書等を徴取する等、適正な事務処理に努められたい。(消防関連システム変更委託業務)
- ② 契約相手方による業務の履行がなされていない。第三者が業務を行う場合は、契約条項に沿って書面承諾を事前にすべきであり、適正な事務処理に努められたい。(高度救急医療機材定期点検委託業務)

#### 【社会教育課】

- ① 各種団体補助金について、旧町での交付額をそのまま引き継いでいるものが多数見受けられるが、交付基準について調整を図る必要がある。(青少年教育事業補助金・女性教育事業補助金・文化協会補助金)
- ② 団体補助金について、交付決定時に支出負担行為をすべきであるが、前払いによる分割交付時に行っているものが見受けられる。会計規則に則した適正な事務処理に努められたい。(青少年教育事業補助金・女性教育事業補助金)

#### 【学校教育課】

- ① 契約条項に則した業務履行確認、支払方法(毎月支払)がなされていない委託業務がある。契約内容と会計規則に則した適切な事務処理を行うべきである。(LANシステム保守管理委託業務)
- ② 補助金交付先からの事業実績報告書で、収入額部分のみの報告がある。事業費全体の収支の内容がわかる実績報告書の提出を指導されたい。(総合的な学習授業支援補助金)